

西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、冬期間における安心安全な道路交通を確保するにあたり、町道の除雪業務に従事する作業員を育成するため、除雪作業に必要となる資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成17年西和賀町規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 西和賀町会計年度任用職員（以下「任用職員」という。）として西和賀町除雪計画（以下「計画」という。）に基づく除雪業務に従事している者又は任用職員として従事することが見込まれる者
- (2) 町内に事務所を有し、計画に基づく町道の除雪業務を受託する事業者に雇用され、又は雇用されることが見込まれる者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請時において、町税等の滞納がある者は除く。

(補助対象経費)

第3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 大型特殊自動車免許の取得に要する経費
 - (2) 車両系建設機械運転技能講習の受講に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、その限度額は10万円とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件等)

第5 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度から起算して5年以上の間、任用職員として当町の除雪業務に従事し、又は町道の除雪業務を受託する事業者に雇用されなければならない。ただし、疾病、死亡その他の理由により交付を受けた者の責めによらずに従事できない場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定に該当しないことが明ら

かになったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
- (2) 雇用関係又は雇用が見込まれることを証明する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 町長は、第6に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第8 補助金の交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更する場合又は補助事業を取消しようとするときは、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更がないものについては、この限りでない。

(交付決定の変更)

第9 町長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付決定の変更又は中止を決定したときは、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金交付決定（変更・取消）通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10 第7の規定による通知を受けた交付決定者は、補助事業が完了したときは、西和賀町除雪作業員育成支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 大型特殊運転免許証の写し又は車両系建設機械運転技能講習修了証の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

第11 交付決定者は、第10に規定する実績報告を行った後、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付した年度に限らず、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることとする。

- (1) 提出した書類に虚偽又は不正な記載があったとき。
- (2) 第5第1項の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が返還を相当と認めたとき。

2 町長は前項の規定により補助金の返還を命じるときは、西和賀町除雪作業員育成支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。